

# 下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金について

聞こえの悪さから家族や友人とのコミュニケーションが取りづらい高齢者等に対して聞こえの状態を改善し、より健やかに過ごすことができるよう補聴器の購入費用を補助します。

## 対象者 次の(1)～(4)の全てを満たす方が対象です

- (1) 町内に住所を有し、現に居住している満18歳以上の方
- (2) 聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちでない方、または対象とならない方
- (3) 両耳の聴覚レベルが40デシベル以上70デシベル未満であり、補聴器の装用が必要であると耳鼻咽喉科の医師により診断されている方
- (4) 町税等を滞納していない世帯の方

## 補助金額

補聴器購入費用の1／2以内。上限は3万円。

## 注意事項

- 耳鼻咽喉科の医師による証明を得るための医療機関受診費用【注1】は自己負担となります。【注1】受診料、検査料、処置料、文書料（医師意見書作成料）など
- 医療機器認定を取得した補聴器の購入費用以外【注2】は補助対象外です。【注2】集音器や付属品のみの購入、修理やメンテナンスに要した費用など
- 申請は、補助対象者1人につき片耳装用、両耳装用問わず生涯1回限りです。

## ■補聴器購入の前にご確認いただきたいこと

- 聞こえの状態を確認してもらうため、補聴器購入の前に耳鼻咽喉科を受診してください。受診により難聴の原因を確認することができ、今後どのような対応を取っていくのが最善なのか、必要な情報を得ることができます。例えば、治療することにより改善する場合や、身体障害者手帳の交付対象となる可能性があります。
- 補助対象となるのは、医療機器認定を取得した補聴器の購入費用のみです。
- 販売事業者の指定はありませんが、補助要件を満たす製品であることを十分確認のうえ購入してください。

## 下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金交付までの流れ

受診  
耳鼻咽喉科を

を購入  
補聴器

提出  
申請書類を

請求  
補助金を

### 補聴器を購入する前に必ず受診してください

- ・要件に該当するか、両耳の聴覚レベルを確認してください。
- ・医師意見書（様式第2号）の作成を依頼してください。

※医師意見書は、役場保健福祉課高齢者係のほか地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者に配布します。また、町ホームページからも入手できます。

【注意】身体障害者手帳の交付対象となる場合は事前申請となります。  
購入前に、保健福祉課福祉係までお問い合わせください。

### 必ず医療機器認定を受けた補聴器を購入してください

※集音器は補助金交付の対象となりません

### 下記書類を高齢者係（町役場1階）に提出してください

- 申請書（様式第1号）
- 医師意見書（様式第2号）※申請前3か月以内に作成されたもの
- 購入した補聴器の仕様又は構造等が確認できる書類  
※パンフレットや取扱説明書等の写し
- 補聴器の領収書（原本）

### 町で審査し、補助対象の場合は下記を町より送付します

- 補助金交付決定通知書（様式第3号）

- 補助金交付請求書（様式第5号）

- ・請求書に必要事項を記入の上、高齢者係（町役場1階）に提出してください。

※補助対象とならない場合は、不交付理由を記載のうえ通知でお知らせします。

※確定申告・住民税申告の医療費控除には、この申請の医師意見書とは別に「補聴器適合に関する診療情報提供書」が必要です。（詳細については、諏訪税務署 0266-52-1390 へお問い合わせください。）

お問い合わせ先 下諏訪町 保健福祉課 高齢者係

電話：0266-27-1111（内線126・127）FAX：0266-27-1676